

第三者賃貸方式(三者間契約)の施行について

余市町が発注する賃貸借案件については、原則、余市町競争入札参加資格者名簿における「賃貸借」の資格登録業者と二者間で契約を締結しているところですが、契約当事者の役割、責任の更なる明確化を図るため、従来の方式に加え、第三者賃貸方式を施行することとしました。

つきましては、令和元年12月2日以降に執行する賃貸借に係る入札について、次のとおり取り扱います。

1、対象案件について

- ・地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、金額の要件は設定しません。
※単年度契約は対象外とします。
- ・対象案件については第三者賃貸方式が選択可能である旨、指名通知等に記載します。

2、競争入札参加資格者名簿の登録について

- ・第三者(リース業者等)についてもあらかじめ「賃貸借」の資格登録が必要です。
※競争入札参加資格審査申請書の提出、受付をもって登録ではありませんのでご注意ください。
受付後、月2回開催予定の資格審査会における審査を経て登録となります。

3、その他

- ・第三者賃貸方式を希望される方は、別添「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を入札執行予定日の前日(土日祝日を除く)までに財政課契約管財係へ提出していただきます。
なお、提出時点において資格登録されていることが必須です。

問い合わせ先

余市町総務部財政課契約管財係

電話：(0135) 21-2114